

-213

特254

971

建白書

# 始



特 254  
971

國內石油資源開発に關する建白書提出

嚮に昭和十二年十月十四日、本會より國內石油資源開発に關する應急對策を當局に建議したが、爾來内外の情勢は急激に進展し來り、燃料問題の解決愈々一日を緩すべからざるものあり、即ち去七月六日の總會の決議により重ねて國內石油資源開発に關する建白書を當局に提出すること、なり、本日坂本會長は評議員實行委員公爵一條實孝、辻村楠造、大竹貫一、俵孫一、宮田光雄、熊谷直太、野村嘉六、長野長廣、野田武夫、長谷川尙一の諸氏を帶同近衛首相以下各國務大臣、參謀本部、軍令部等を歴訪夫々左の建白書並に附屬説明書を提出した。

昭和十三年七月二十日



## 建白書

昨年十月十四日燃料問題解決に關し建議書を提出仕り候處爾來世界の情勢は急激に變轉し愈々燃料問題を急速解決するの必要を痛感仕候爲め重ねて左に意見を開陳仕候抑も我國は液體燃料需要の九割を輸入し其支拂金額軍事上のものを除き年三億圓に上り猶年々五千萬圓程度に累増の傾向にして誠に憂慮に堪えざる現狀に有之候

政府は曩に七億七千萬圓の豫算を以て人造石油事業を創むることと致されたことは燃料問題の解決に一步を進むるものとして慶賀仕候得共之れによるも漸く五年後の需要量約五千萬石の五分の一即ち一千萬石の重油並に揮發油を得るに過ぎず他は急速國內石油資源を開發して之を填補する外無之候

我國は臺灣より樺太に亘り五十億坪の含油地帶を有するに拘らず石油事業は猶頗る幼稚にして事業資金僅かに壹億五千萬圓に過ぎず爲めに油田の開發せられたるもの漸

く五六億坪に止まり含油地帯の大部分は天然の儘に放棄せられて開発を待つの實情に有之候茲に於て昨年八月特別議會に於て貴衆兩院は決議を以て人造石油事業を起すと同時に大に國內石油資源を開發すべき旨を政府に警告し當局も亦全然其趣旨に同感なるを以て之れが實現に努力すべき旨を言明せられ候然るに十三年度の石油資源開發豫算として僅に百七十萬圓を計上せられたるに過ぎざることは苟も燃料問題に關心を有する者の等しく失望を禁ぜざりし所に御座候加ふるに新に制定せられたる石油資源開發法は燃料問題解決の大局に着眼せず反つて納付金の制度を定め或は煩瑣なる罰則を設くる等幼稚時代にある我國の石油事業を萎靡遂巡せしめ其進歩發達を阻害するの甚しきものと存じ候第七十三議會に於て衆議院が燃料國策解決の爲昭和十三年度より向ふ五箇年間に於て劃期的に國費の增加を爲し内地油田の試掘を即時斷行すべき旨の決議を爲せるは誠に當然のことゝ存じ候

今や我國は一大躍進の機運に際會し百般の政務に革新を斷行すべき秋と存じ候而して燃料問題は愈々國家存亡に關する重要政務と相成り之れが解決は偷安姑息を許さゞ

ることゝ存じ候

即ち此際大に人造石油事業を起すと同時に幼稚なる我國の石油事業の進歩發達を圖り速かに死藏せられたる國內石油資源を開發する爲め燃料の自給自足に到達するまで石油事業に關する租稅其他一切の負擔を免除し新に燃料省を設けて官制機構上に於ても將た人事上に於ても燃料問題解決に即應すべく一大革新を斷行し以て速に外國資源に依存せざる様急速燃料問題を解決致し度謹で建白仕候

昭和十三年七月二十日

燃料國策研究會會長 男爵 坂 本 俊 篤

提  
出  
先

參謀總長

軍令部總長

內閣總理大臣

公爵 載博恭仁親王殿

伯爵 有荒鹽米板池末宇近

馬木野內垣田次垣衛王

賴貞季光四成信一文殿

寧夫彥政郎彬正成磨下下

殿殿殿殿殿殿殿殿

農林部法務大臣

伯爵 男爵 有荒鹽米板池末宇近

馬木野內垣田次垣衛王

賴貞季光四成信一文殿

寧夫彥政郎彬正成磨下下

殿殿殿殿殿殿殿殿

企畫院總裁 衆議院議長 貴族院議長 樞密院議長 厚生大臣 拓務大臣 鐵道大臣 遷信大臣 工大  
臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣 大臣

伯爵 男爵 侯爵

瀧小松平木宇中永池  
山平沼戶垣島井田  
正松賴一駒幸一柳知成  
雄壽壽郎一成平郎彬

建白書附屬、

我國現在の石油事業と本會の  
應急對策案の收支計算比較

燃料國策研究會

建白書附屬

我國現在の石油事業と本會の應急對策案との收支計算比較

一、金 參 億 圓 國內石油資源開發資金

内 譯

一、金貳億參千萬圓 内地油田試掘費五ヶ年繼續但五ヶ年後ノ產油增加  
量四百八萬噸

一、金七千萬圓 南樺太及臺灣油田試掘費五ヶ年繼續、但產油量未  
定

即チ應急對策ニ依レバ今後五年後（昭和十七年末）ニ於ケル需給ノ狀況ハ左  
ノ如シ

一、現在一ヶ年ノ需要量	四七〇萬噸	一、現在ノ國內產油量	七八萬噸
一、五年後ノ需要增加量	三五〇萬噸	一、人造石油ニ依リ五年後ニ得ベキ重油揮發油	一六五萬噸
合計 (約五千萬石)	八二〇萬噸	一、五年後ノ國內產油增加量	四〇八萬噸
		一、北樺太產油增加量	三〇萬噸

## 差引五年後 (即チ昭和十七年末)

不足量一三九萬噸 (約八百三十四萬石)

右不足量百三十九萬噸ハ南樺太及臺灣試掘費七千萬圓ニ對スル產油ヲ含マズ、此ノ產油ヲ見越セバ更ニ巨量ノ減少ヲ見ル

五ヶ年後ノ需要增加量ヲ三百五十萬噸トセルハ、大陸政策ノ實行上今後五ヶ年間ニ我國ノ自動車其他船舶飛行機工業用動力トシテ著シク增加スペキ量ヲ見越シタルモノナリ

現在ノ國內產油量ノ七十八萬噸トアルハ國內產油三十萬噸北樺太產油二十萬噸及魚油アルコール其他一切ノ液體燃料ヲ合算セルモノナリ

今後五ヶ年間(至昭和十三年)内地試掘計畫產油收支表

區分	年 度	年度					累 計
		一 年 度	二 年 度	三 年 度	四 年 度	五 年 度	
試掘井	七	一三	一五	三〇	三六〇	一〇八五	
成功井	三	四	七	一〇	三	三	
成功井出油量 萬石	二三〇	二七三	四六	六〇	八八四	二四、四八	
出油量金額 萬圓	二三〇	二七、三〇	四七、六〇	六八、四〇	八八、四〇	二四四、八〇	

備考一、成功油田ノ出油量ハ院内、雄物川八橋ノ產油量一ヶ年(自昭和十一年七月至昭和十二年六月)

一三六萬石、故ニ、一油田平均出油量ヲ六八萬石トシテ計算セリ

一、金額ハ一石ニツキ金拾圓トシテ計算セリ

## 一 我國現在の石油事業の收支

現在内地一ヶ年の產油量約二百萬石。一石拾圓替として此代金貳千萬圓である。

而して現在の產油量二百萬石の半量以上は秋田縣院内、雄物川八橋、二油田の產油である。院内、雄物川八橋、二油田、發見以後民間當業者の支出せる採掘資金約四千萬圓である。この二油田の出油以來現在までに得たる產油量は四百餘萬石此代金四千餘萬圓であつて、引續き益々増加しつゝあるのである。

## 二 本會の應急對策による收支

本會の應急對策案は參億圓の試掘費の内、南樺太及臺灣の七千萬圓を除きたる貳億參千萬圓政府負擔九割（貳億七百萬圓）民間負擔一割（貳千參百萬圓）を以て五ヶ年間に全國に亘りて試掘の結果新に三十六油田を發見するものとし五ヶ年後には四百〇八萬廻（約二千四百五十萬石此代金貳億四千五百萬圓）の增産を得る計算である。此試掘費は一ヶ年分四千六百萬圓、内民間負擔四百六拾萬圓、政府負擔四千百四拾萬圓であつて、政府負擔四千百四拾萬圓を四分利公債を以て支辨すれば一ヶ年の利子百六拾五萬六千圓である依て政府は五ヶ年繼續一ヶ年僅に百六拾五萬六千圓を支出するのみにて

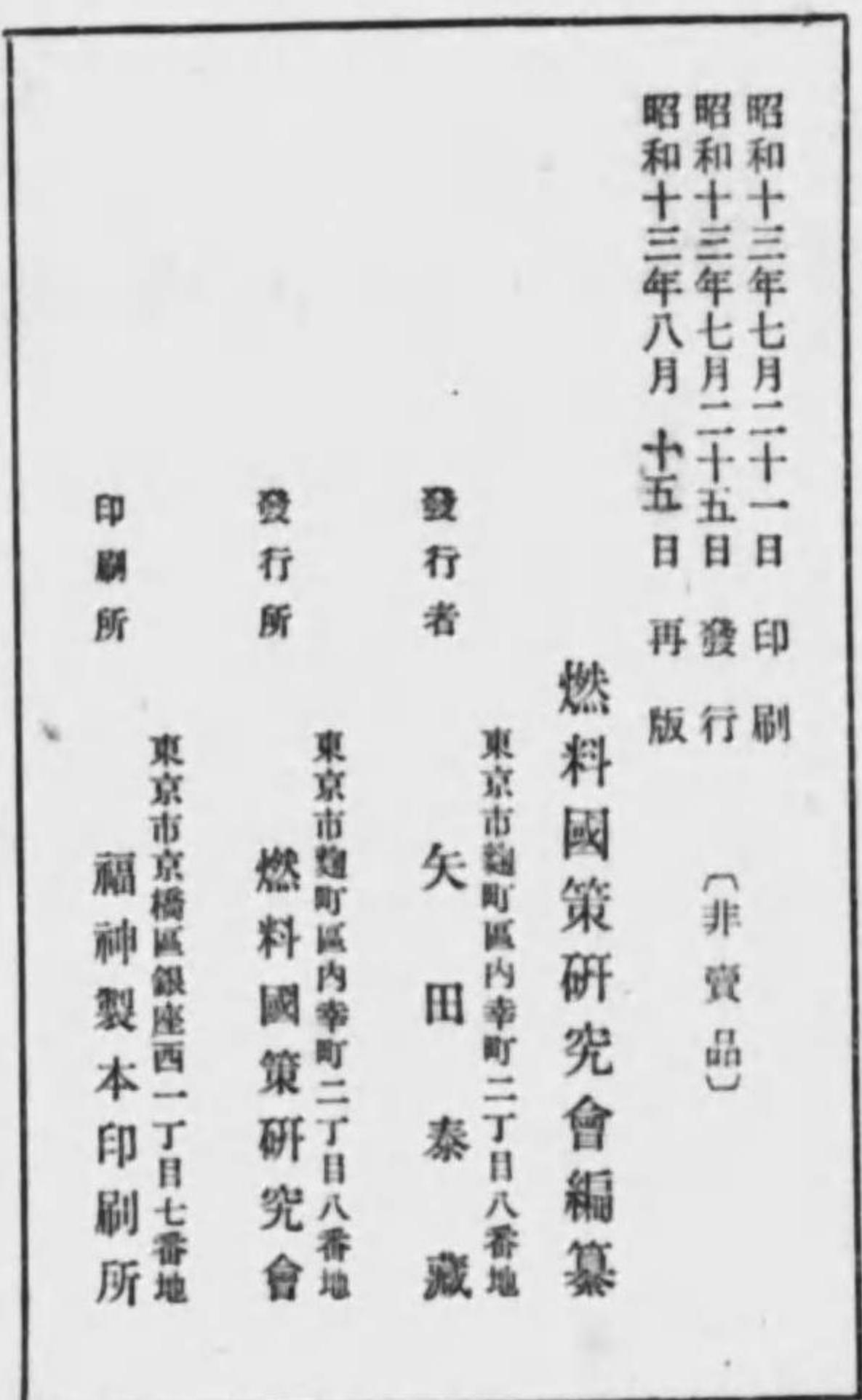
其他は全部民間の資金に依り五ヶ年後には一ヶ年貳億四千五百萬圓の石油を増産し夫れ丈け國富を増す譯である。國家が貳億四千五百萬圓の產油増加を見る爲めに要する民間當業者の採掘資金は院内、雄物川八橋、二油田に於て四千萬圓を要せし割合を以てすれば總額に於て七億貳千萬圓一ヶ年平均一億四千四百萬圓を要する譯である。

## 三 結 言

本會の應急對策案に於ける、試掘費貳億參千萬圓と民間負擔の採掘費七億貳千萬圓を合し九億五千萬圓の内、政府負擔は僅かに貳億七百萬圓なるに民間負擔は七億四千參百萬圓の巨額である。之れが爲に五ヶ年以後には一ヶ年に國家に貳億四千五百萬圓の金貨が増加する譯である。然かも試掘は三十本に一本出油で二十九本が損失であるといふ危險率の多いものであるから國家は全額を負擔するが當然なれども、國家が直營する時は諸種の官營事業に見る如く經營上に大なる缺陷を生ずる虞れがある、故に事業に直接利害損得を持つ民間當業者をして、試掘費の一部を分擔せしめ試掘を行は

しめなければならぬ。之れ本會の應急對策案が試掘費の分擔割合を政府九割民間一割となせる所以である。而して石油試掘採掘事業に對する所得稅、營業收益稅其他の諸稅は、金貨を以て石油代の支拂を必要とせざるまで全廢すべきである。既に人造石油事業に對しては、所得稅及營業收益稅其他一切を免除して居る。況や石油試掘採掘事業に於ておや。以上政策を斷行し官民一致協力國家總動員を以て速にこの難局を開けねばならぬ。

昭和十三年七月二十日



終